

平成16年 第1回 3月(定例)中間市議会会議録(第5日)

平成16年3月26日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成16年3月26日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第21号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第25号議案 中間市児童センター設置条例
- 日程第 3 第26号議案 中間市次世代育成支援行動計画策定委員会設置条例
(日程第2～日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第8号議案 平成16年度中間市一般会計予算
- 日程第 5 第9号議案 平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 6 第10号議案 平成16年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 7 第11号議案 平成16年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 第12号議案 平成16年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 第13号議案 平成16年度中間市老人保健特別会計予算
- 日程第10 第14号議案 平成16年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第11 第15号議案 平成16年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第12 第16号議案 平成16年度中間市水道事業会計予算
- 日程第13 第17号議案 平成16年度中間市病院事業会計予算
(日程第4～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書
第 1 号
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 30人学級などの少人数学級の早期実施を求める意見書
第 2 号
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 意見書案 鳥インフルエンザの人への感染防止を求める意見書
第 3 号
(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第17 意見書案 食料自給率の向上を求める意見書

第 4 号

(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第18 意見書案 消費税率の引き上げに反対する意見書

第 5 号

(日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第19 意見書案 自衛隊をイラクから撤退させることを求める意見書

第 6 号

(日程第19 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第20 第24号議案 中間市政治倫理条例

(日程第20 継続審査)

日程第21 請願第3号 中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願
(平成15年)

(日程第21 継続審査)

日程第22 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

1 番 中家多恵子君	2 番 山本 慎悟君
3 番 佐々木晴一君	4 番 植本 種實君
5 番 山本 貴雅君	6 番 青木 孝子君
7 番 久好 勝利君	8 番 杉原 茂雄君
9 番 岩崎 三次君	10 番 堀田 英雄君
11 番 井上 久雄君	12 番 湯浅 信弘君
13 番 掛田るみ子君	14 番 香川 実君
15 番 上村 武郎君	16 番 岩崎 悟君
17 番 佐々木正義君	18 番 米満 一彦君
19 番 下川 俊秀君	20 番 片岡 誠二君
21 番 井上 太一君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陞君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	勝原 直輝君	教育部長	工藤 輝久君
建設部長	行徳 幸弘君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	中村 忠雄君
総務課長	鳥井 政昭君	企画財政課長	牧野 修二君
指導課長	藤原 孝之君	下水道課長	佐藤 満洋君
健康増進課長	中尾三千雄君	経済振興課長	増田令次郎君
介護保険課長	是永 勝敏君	環境保全課長	松本三千人君
人権推進課長	中村 次春君	税務課長	中野 諭君
社会福祉課長	伊東 久文君	管理課長	杵野 広行君
合併問題対策室主幹			中村信一郎君

事務局出席職員職氏名

局長 岡部 数敏君	次長 渡辺 恭男君
書記 赤木 良一君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承お願いいたします。

日程第1．第21号議案

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、第21号議案を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。上村 武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第21号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の審査につきまして、その概要と結果をご報告申し上げます。

本市の財政事情を考慮し、特別職職員の給与削減につきましては、平成15年1月から実施しているところでありますが、今回の改正により、平成16年度におきましても引き続き同様の削減を行うものであります。

内容としましては、市長及び助役は5%の減額で、市長が月額4万5,000円の減額、助役が月額3万7,000円の減額、収入役及び教育長は2.5%の減額で、それぞれ月額1万6,000円の減額となり、総額で年間約200万円の減額となります。

また、一般職の管理職手当の削減も引き続き行うもので、部長職では3%、課長職で2%、課長補佐職で1%の減額となり、総額で年間約970万円の減額となります。

審査の中で委員から、特別職職員の減額率5%と2.5%の根拠についての質疑があり、執行部から、特別職報酬審議会の答申は2.5%の減額でありましたが、市長は答申の前に自ら減額しておりましたので上積みをしております。

助役、収入役及び教育長につきましては、部長級の給与と比較して金額を決定しておりますとの答弁がありました。

以上の審査を経まして採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第21号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第25号議案

日程第3．第26号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、第25号議案及び日程第3、第26号議案の条例制定2件を一括して議題とし、民生経済委員長の報告を求めます。井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第25号議案中間市児童センター設置条例及び第26号議案中間市次世代育成支援行動計画策定委員会設置条例につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、中間市児童センター設置条例についてご報告申し上げます。

現在、市内には6カ所に学童保育所があり、その中核施設として児童館がありましたが、平成13年2月に老朽化に伴い廃止されました。このことから、次代を担う児童の健全育成等を鑑み、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設として、児童センターが設置されるものです。

条例の主な内容を説明しますと、第1条は、目的及び設置として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置するとなっております。

第2条は、名称を中間市児童センターとし、設置場所は中鶴四丁目7番1号となっております。

本年4月に公立のこすもす保育園、ひまわり保育園の2園が新設さくら保育園に合併統合されることから、ひまわり保育園の廃園後の施設を利用して、児童センターが運営され

ます。

第3条は、対象児童として、概ね小学校3年生までの児童で、市長が指導を必要と認めたものとするとなっております。

第4条には、事業として、児童の健康の促進、高齢者や障害を持つ人とのふれあい事業、児童の育成に関する地域組織活動の連絡、指導等を実施することなどが規定されております。

また、使用料については無料となっております。

なお、この条例は、16年4月1日から施行されます。以上が条例の主な内容です。

委員から、各学校には学童保育所等々があるが、そこに行かれない子どもたちが児童センターに来て、指導員のもとに安心して遊べる、また、児童の拉致や虐待など様々な事件がある中、大いにこの施設を充実させて頑張っていたいただきたいとの意見がありました。

続いて、中間市次世代育成支援行動計画策定委員会設置条例についてご報告申し上げます。

我が国における少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るために必要な措置を講じるという目的で、15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

その内容は、国の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定することとなっております。

また、一般事業主で常時に雇用する労働者数が300人を超えるものは、同様に国の行動計画策定指針に即して、労働者の仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定することとなっております。

このたびの条例は、中間市がこの行動計画を策定するために、次世代育成支援行動計画策定委員会を設置しようとするものです。

条例の主な内容は、第1条には、目的として、中間市次世代育成支援行動計画を策定するため、中間市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置すると規定されております。

第2条では、策定委員会の所掌事務として、第1号には中間市行動計画策定に関する原案の作成、第2号には、その他計画策定に関し必要な事務となっております。

第3条では、委員会の構成として、委員15名以内で組織すること。第2項には、委員は次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱または任命する委員で構成することとなっております。計画策定に当たっては、学識経験者及び有識者、社会活動団体関係者、公募により選出された市民、その他市長が必要と認める者との規定となっております。

以下、委員の任期は、平成17年3月31日までとすること。さらに、委員の報酬及び費用弁償については、中間市特別職職員の給与等に関する条例の規定に定めるところによ

り支給するなどの規定となっております。

なお、この条例は16年4月1日から施行されます。以上が条例の主な内容です。

審査の後、それぞれ採決いたしましたところ、両議案とも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

第26号議案中間市次世代育成支援行動計画策定委員会設置条例について、日本共産党を代表いたしまして賛成討論いたします。

次世代育成支援法は、すべての市町村、都道府県に対し、2004年度末までに行動計画を策定するよう義務付けており、計画期間は5年間で、5年後に見直しをするというものです。

行動計画は、国の策定指針に則り、地域における子育ての支援、母性並びに乳児、幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進などの対策について、実施する目標や内容を定めるもので、保育、健康、教育、労働、安全、住宅など多方面にわたります。

計画策定に当たっての基本的な視点として、八つの視点が示されていますが、その第1に子どもの視点を挙げていることから、保育や教育関係者を策定委員会の構成委員にすることを求め、討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第25号議案及び第26号議案の条例制定2件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第25号議案中間市児童センター設置条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案中間市次世代育成支援行動計画策定委員会設置条例を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4．第8号議案

日程第5．第9号議案

日程第6．第10号議案

日程第7．第11号議案

日程第8．第12号議案

日程第9．第13号議案

日程第10．第14号議案

日程第11．第15号議案

日程第12．第16号議案

日程第13．第17号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第4、第8号議案から日程第13、第17号議案までの平成16年度各会計予算10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案のうち、総務文教委員会に付託されました所管部分と、第14号議案の2件について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

第8号議案平成16年度中間市一般会計予算について、まず、総論を申し上げますと、一般会計予算の総額は173億2,600万円ですが、減税補てん債の借換分6億7,800万円を除きますと、前年度当初予算比で2億6,700万円の減額となっております。

また、本年1月に北九州市との合併法定協議会が設置されたことに伴いまして、法定協議会での協議事項であります中間市の都市建設計画を策定しなければならないことから、今年度の大型事業等については先送りし、他の予算についても経費削減を図った緊縮予算となっております。

また、国の三位一体の改革により、地方交付税及び臨時財政対策債が大幅に減額される見込みであるうえ、国庫補助金の一般財源化により削減された見返りとして、所得譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金が新たに設置されておりますが、全体的に歳入の減収傾向は続き、結果として基金の取り崩しによる繰り入れをしなければならない状態となっております。

では、当委員会所管分の一般会計予算について、まず、歳入の主なものから申し上げます。

市税では、37億5,500万円が計上されており、前年度に比べ1.7%、額にして6,400万円の増額となっております。これは、個人所得の低迷により個人市民税は減額の見込みであるものの、15年度に固定資産税の評価替えや市たばこ税の税率改定が行われたこと、また、軽自動車税の登録台数の増加及び滞納分の増収が見込まれることが主な要因です。

地方交付税は、52億7,800万円が計上されており、前年度に比べ4.9%、額にして2億7,400万円の減額となっております。その内訳としまして、普通交付税は44億7,800万円で、特別交付税については8億円です。

また、本年度より国庫補助金の削減に伴う地方への財源移譲として、新たに所得譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金が設置され、総額8,200万円が計上されております。

基金繰入金については、歳出の財源不足を補うため、7億3,600万円が計上されております。

市債は、総額19億8,200万円で、前年度に比べて4億6,800万円の増額となっております。この主な要因は、減税補てん債の借りかえ分として6億7,800万円を措置したためであり、これを除くと2億900万円の減額予算となっております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務部関係では、7月に予定されております参議院議員通常選挙費として1,750万円、北九州市・中間市合併法定協議会の負担金や合併協議会だよりの作成費用など、合併問題対策に要する経費として1,570万円、新北九州空港に建設されるターミナルビルの出資金として1,000万円、秋に開催されます国民文化祭に要する経費として630万円などが主なものであります。

審査の中で委員から、国の三位一体の改革により国庫補助金等で減額された金額と税源移譲により増額された金額についての質疑があり、執行部から、補助金は一般会計の7件と特別会計の介護保険事務交付金を併せて総額8,800万円が16年度から削減されており、また税源移譲につきましては、交付金の所得贈与税の新設と市たばこ税などで総額1億2,800万円ほどの収入増が見込まれますが、地方交付税の減額分2億7,400万円を差し引きますと約1億5,000万円の財源不足となっておりますとの答弁がありま

した。

また、北九州エアターミナルの出資金について質疑があり、執行部から、17年10月に開港予定の新北九州空港のターミナルビルを福岡県、北九州市及び周辺自治体と民間企業が出資して建設するもので、総額32億8,000万円の事業費のうち本市は1,000万円の出資を行い、新北九州空港を支援するものですとの答弁がありました。

次に、消防関係では、人件費や物件費の経常的経費が主なもので、その他、消防署の水槽付消防ポンプ自動車と消防団の消防ポンプ自動車を各1台更新するための費用と消防署員の防火衣の購入費用を併せまして6,150万円が計上されております。

次に、教育委員会関係の主なものは、人件費や物件費のほか、小学校のパソコン教室のエアコン設置工事費として1,740万円、緊急雇用創出事業に要する経費として、小中学校の草刈委託料及び普通教室床張り替え委託料を併せて1,050万円が計上されております。

審査の中で委員から、心の教室相談員が廃止されたことについて質疑があり、執行部から、心の教室相談員はスクールカウンセラーが未配置の中学校に配置されていましたが、それに代わるものとして、来年度から同じ校区の小学校にスクールアドバイザーとして臨床心理士を配置し、家庭や地域との連携を図りながら、子どもや保護者からの相談業務を行っていきますとの答弁がありました。

また、国際交流事業の人員が削減されていることについて、英語圏だけでなくアジアにも目を向けることで、同じ予算でより多くの子どもたちが海外の体験ができるので検討してもらいたいという意見もありました。

討論において委員から、同和対策事業にかかわる予算が計上されており、半減したのもあるようだが、きっぱりやめるべきであるので反対しますとの意見がっております。

最後に、第14号議案平成16年度中間市公共用地先行取得特別会計予算については、本年度も公共用地先行取得の計画はなく、16年度当初予算では、歳入歳出とも10万円の頭出し予算となっております。

以上の審査の後、採決いたしましたところ、一般会計は賛成多数で、公共用地先行取得特別会計につきましては、全員の賛成でいずれも可決すべきものと決しました。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております新年度予算の第8号議案、一般会計予算のうち民生経済委員会に付託されました所管部分並びに第9号議案、特別会計国民健康保険事業予算、第10号議案住宅新築資金等特別会計予算、第13号議案老人保健特別会計予算、第15号議案介護保険事業特別会計予算及び17号議案病院事業会計予算に

つきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計予算の主なものを申し上げます。

一般会計歳出予算額 173億2,600万円に占める構成比は、3款民生費では71億5,200万円で41%を占め、対前年度比5億1,700万円の増額となっております。この財源の主なものは、国県支出金33億8,900万円と一般財源34億8,700万円となっております。

また、この増額の主な要因は、国保事業、老人保健、介護保険会計等への繰出金の増額や私立保育園の園児の増加による施設入所扶助費の増額、生活保護対象者の増加による扶助費の増額などによるものです。

続いて、4款衛生費では12億200万円で7%を占め、対前年度比1億4,900万円の減額となっております。この財源の主なものは、国県支出金2,300万円と一般財源11億7,400万円です。

また、この減額の主な要因は、中間市はじん芥処理について、平成8年に広域一部事務組合に全面加入しましたが、加入によって中間市に課せられた負担金が9億円ありました。その負担金の支払いが15年度で終了したことによるものです。

以下、6款農林水産業費8,400万円で0.5%、7款商工費は8,400万円で0.5%となっております。

また、他会計への繰出金については、特別会計国民健康保険事業に3億5,800万円、介護保険事業特別会計に4億2,400万円、老人保健特別会計に4億2,700万円、病院事業会計に1億5,000万円となっております。さらに、他団体への補助金としては、社会福祉協議会補助金6,600万円が主なものです。

所管別の内容で申しますと、児童福祉関係では、児童福祉施設入所扶助費として私立保育園5カ所分6億7,200万円、児童手当1億4,700万円、児童扶養手当3億3,800万円などが主なものです。

本年度は、新たに児童センターの運営や次世代育成支援行動計画の策定が行われます。

また、本年度からこすもす、ひまわりの両公立保育園が合併統合され、新設のさくら保育園として運営されることから、その職員人件費36名分、2億9,600万円や園の運営費6,800万円が新しく計上されております。

この保育園の定員は195名で、現在175名程度の園児の入所が予定されております。

なお、執行部から、さくら保育園の具体的な職員配置については、まだ確定していないとの説明がっております。

委員から、さくら保育園の園児の送迎用に市のマイクロバスが無料で使用されることに関して、ほかの保育園では、園児の父兄からバス代金を徴収している。再検討するようにとの意見がっております。

障害者福祉関係では、身体障害者福祉施設訓練支援費や身体障害者居宅介護支援費、身

体障害者補装具などの扶助費 1 億 8,000 万円や知的障害者福祉施設の入所者及び通所者支援費としての扶助費 2 億 6,000 万円が主なものです。

生活保護関係では、扶助費が 2 億 4,000 万円計上され、内訳の主なものは生活扶助費 8 億 4,400 万円、医療扶助費 1 億 3,600 万円、住宅扶助費 1 億 7,400 万円が計上されております。

なお、本年 2 月末現在の生活保護対象者数は、962 世帯、1,502 人となっております。

高齢者福祉関係では、委託料 8,800 万円の主なものは、自立者のデイサービス利用のための委託料として、生きがい活動支援通所事業委託料 2,900 万円、在宅介護支援センター 2 カ所分の運営委託料 1,400 万円、配食サービス委託料については、250 名分、1,800 万円が計上され、対象者は概ね 75 歳以上の方となっております。

また、負担金補助及び交付金では、広域事務組合負担金として遠賀静光園分 1,400 万円やシルバー人材センター運営費補助金 2,100 万円が主なもので、扶助費の 7,900 万円の主なものは、老人福祉施設入所者措置費 6,100 万円、紙おむつ支給のための在宅介護支援事業に 750 万円、さらに、ホームヘルパー利用者の減免に係る市負担金 230 万円などとなっております。

地域総合福祉会館では、会館運営に要する経費 5,700 万円のうち、光熱水費 3,200 万円、衛生設備等保守点検委託料 440 万円や清掃管理業務委託料 560 万円が主なものです。

本年度は、介護支援の充実を図るため、75 歳以上の後期高齢者の実態を調査する費用として、調査委託料 970 万円が計上され、これは県の緊急雇用対策事業を活用して行われるものです。

健康増進関係では、扶助費として乳幼児医療費 5,100 万円、重度心身障害者医療費 1 億 7,000 万円、母子家庭等医療費 7,500 万円が主なもので、また、各種保健対策事業に要する経費でガン検診、基本健診、健康教育、母子保健事業等の委託料 6,300 万円が主なものです。

本年度は、全市民の健康管理データをコンピュータで一元管理し、より効果的な健康対策を講じるための調査委託料 100 万円が計上されております。

農林関係では、農地費の農道整備工事費として、下大隈など川西 5 地区の農業用水路底張工事、延長 1,300 メートル分、1,200 万円や農村環境整備工事、これは昨年度からの継続事業で上底井野地区基盤整備促進事業として用水路を改良するもので、延長 900 メートル、1,100 万円の計上が主なものです。

商工関係では、中小企業への貸付金のための預託金として 1,900 万円、商工業振興費の筑前中間まつり補助金 1,200 万円、中間商工会議所補助金 330 万円などが主なものです。

環境保全関係では、広域事務組合への負担金として、火葬場運営に1,800万円、じん芥処理に3億8,800万円、し尿処理に3億3,500万円、広域事務組合事務所負担金に4,900万円、また委託料では、市民トイレ清掃委託料25カ所分480万円、衛生・不法投棄等回収業務委託料320万円、さらには環境基本計画に要する経費として1,300万円の計上が主なものです。

環境基本計画については、昨年度から計画策定が行われておりますが、本年度に策定が完了致します。

人権推進関係では、隣保館運営費、人権対策事業費、人権啓発事業費が廃目となり、新しく人権対策総務費として、予算計上がなされております。

その主なものは、人権対策に要する経費として1,900万円、人権のまちづくりセンター運営に要する経費1,290万円が計上されております。

人権のまちづくりセンターには、本庁職員4名、隣保館職員3名、岩瀬南町集会所職員4名の計11名が配置されることとなっております。

委員から、隣保館職員、岩瀬南町集会所職員をそのままセンターに配置することに関して、市民が利用しにくくなるのではないかと、人事異動をして職員間の交流を図るべきではないかと、また、専門的な知識を有する人を配置すべきではないかなどの意見がっております。

討論において、委員から、同和地区住民への保健対策や人権センターに職員11名を配置していることなど、これらは法律が失効しているにもかかわらず、同和行政を踏襲しているとしか思えないなどの反対意見もありました。

次に、国民健康保険事業予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億9,600万円となっており、前年度に比べ7億8,400万円の増額予算となっております。

この増額の主な要因は、保険給付費の増額で、14年の医療制度改正によるものとの説明がっております。

歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が18億6,600万円が38%、国民健康保険税徴収金や一般会計繰入金などの一般財源が19億7,000万円が40%、社会保険診療報酬支払基金等からの交付金10億6,000万円が21%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費29億6,700万円、老人保健拠出金14億9,800万円、介護納付金2億5,400万円となっております。

本年2月末の国保の加入世帯数は、1万639世帯で、加入率は全世帯数の54.4%、被保険者数は1万9,538人で加入率は40.2%となっております。

委員から、新年度で保険税の減免制度を考えているかとの質疑があり、執行部から、医療費が賄えない現状では、減免制度は考えていないとの答弁がっております。

討論において、委員から、一昨年の方地方税法の改正により公的年金特別控除が廃止され、国保税が実質1万8,700円引き上げられたこと、昨年の方国保税条例改正で税が値上げされたことで、今後滞納が増え受診抑制にもつながる。低所得者のための減免制度が必要と考えるとの反対意見がありました。

次に、住宅新築資金等特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ4,870万円となっております。

このうち、歳出の主なものは、公債費4,800万円で、これは起債に伴う元利償還金です。歳入については、公債費の利子に対する県の方補助金として利子補給金650万円、諸収入として各貸付金の元利収入4,200万円が計上されております。

委員から、住宅新築資金滞納者への回収対策について質疑があり、執行部から本年度は3~5件の支払命令など、法的措置を考えているとの答弁がありました。

討論において、委員から、赤字の原因は不正貸付によるものであり、この予算は認められないとの反対意見がありました。

次に、老人保健特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ63億700万円で、前年度に比べ2億2,100万円の増額予算となっております。

歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が20億7,200万円で33%、一般会計繰入金などの一般財源が4億3,300万円で7%、社会保険診療報酬支払基金等からの交付金が38億100万円で60%となっております。

歳出の主なものは、医療諸費62億9,200万円で、歳出総額の98%が医療費となっております。

老人医療対象者数は、本年1月末現在、7,468人となっております。

次に、介護保険事業特別会計予算については、予算の総額は歳入歳出それぞれ26億1,100万円で、前年度に比べ2億5,100万円の増額予算となっております。

この増額の要因は、介護認定者やサービス利用者の増加等によるものと説明がっております。

歳入を財源別に申しますと、国と県からの支出金が9億3,200万円で36%、第1号被保険者保険料徴収金、一般会計繰入金などの一般財源が8億8,600万円で34%、社会保険診療報酬支払基金等からの交付金が7億9,200万円で30%となっております。

歳出の主なものは、要支援、要介護者への介護サービス費用等に充てる保険給付費として24億7,500万円が計上され、この費用は歳出総額の95%を占めております。

本年度は第2期介護保険事業計画の見直しに向けて、高齢者実態調査が予定されております。

討論において、委員から、高齢者の方たちは年金改悪で年金がカットされ、生活が苦しくなっている。そして、介護サービス利用を減らしていると聞いている。誰もが安心して

サービスが利用できるよう低所得者のための減免制度が必要であるとの反対意見がありました。

最後に、病院事業会計について申し上げます。

収益的収支では、医業収益と医業外収益をあわせた病院事業収益は23億7,700万円で、前年度より2.4%の減額が見込まれております。

この減収については、一昨年 of 医療制度改正等によるものとの説明がっております。医業収益の主なものは、入院収益11億8,500万円と外来収益10億5,400万円で、入院患者数は1日平均111人、年間延べ4万860人を見込んでおり、対前年度比6%の減、外来患者数は1日平均390人、年間延べ10万5,400人、対前年度比4%の増が見込まれております。

また、医業外収益の主なものは、他会計負担金2,500万円と他会計補助金5,100万円で、これらは一般会計からの繰入金となっております。

次に、病院事業費用は23億7,500万円で、前年度より2.3%の減となっており、このうち医業費用では、職員95名と嘱託及び臨時職員をあわせた計161名分の人件費10億9,300万円、薬品費、診療材料費等の材料費9億2,000万円、光熱水費、検査及び医事業務委託料等の経費2億6,100万円が主なものとなっております。

医業外費用では、企業債の利子償還金3,700万円が主なものとなっております。

続いて、資本的収入及び支出では、資本的収入7,400万円は、企業債元金の償還に充当するため一般会計からの負担金です。今年度は企業債の借り入れ予定がないため、対前年度比40%の減額となっております。

次に、資本的支出1億2,300万円の主なものは、医療器械購入のため固定資産購入費1,000万円、企業債償還元金1億1,300万円です。これについても、今年度大きな医療機器の購入予定がないため、対前年度比28%の減額となっております。

資本的収入額が支出額に不足する額4,900万円は、損益勘定留保資金で補てんする予定です。

討論において、委員から、市立病院の医師が保健センターへ出向き、市民に予防医療の講座や指導をするなど、開かれた病院にするための病院改革をしてほしいとの要望や、国保の医療費の支出の軽減や市民の医療費の負担軽減のためにも、ジェネリック医薬品（後発品）に切りかえていくべきであるとの反対意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要であります。最後にそれぞれ採決いたしました結果、全議案とも賛成多数で可決いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案、第11号議案、第12号議案及び第16号議案の新年度予算4件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

なお、新年度予算に対する主な工事につきましては、現地調査を行い、執行部より詳細な説明を受けました。

まず、一般会計予算についてご説明いたします。

歳出の主なものを申し上げます。

総務費の財産管理費では、土地開発公社が代行取得しております用地8物件(3,549平方メートル)の財産購入費や自由ヶ丘急傾斜地崩壊対策事業費に伴う地元負担金及び土地開発公社への負担金等が計上されております。

また、交通安全対策費では、市内街路灯の維持補修費及び区画線、カーブミラー、街路灯、ガードレールの設置工事費が計上されております。

環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、25基分の予算が計上されております。

失業対策費では、特定地域開発就労事業に従事している就労者に対する夏冬の見舞金等や、特定地域開発就労事業として通谷団地内道路改良工事5工区ほか8路線の工事が計画されております。

道路橋りょう費では、市内各所の道路舗装、側溝等の補修工事や、外扇通谷線道路改良工事ほか11件の工事費が計上されております。

また、県道中間水巻線及び中間宮田線改良工事の負担金が計上されております。

河川費では、ポンプ座維持管理に要する経費や、市内の水路浚せつ工事費及び岩瀬揚水機場浚せつ工事費等が計上されております。

都市計画費では、県事業である犬王古月線、仮屋大膳橋線等の街路事業の地元負担金、公園費では、都市公園、児童遊園の除草、樹木剪定委託など整備及び緑化に要する経費が計上されております。

住宅費では、市営住宅の修繕費用、浄化槽・高架水槽保守点検委託料及び各市営住宅の外壁剥落防止工事・屋根防水工事や公共下水道本管の整備に伴い、岩瀬南市営住宅10戸の水洗化及び屋内手すり取付け工事費等が計上されております。

また、土手ノ内市営住宅建て替えに伴う実施設計及び調査委託料が計上されております。

なお、歳入につきましては、国庫補助金として、労働費国庫補助金3億6,927万7,000円と、土木費国庫補助金2,330万4,000円、市営住宅使用料等の土木使用料8,313万9,000円及び不動産売払収入1億732万3,000円が主なものであります。

審査の中で、委員から、市営住宅の維持管理に要する経費が毎年計上されているが、家

賃収入以上の経費がかかっているのではないかとこの質疑があり、執行部より、家賃収入以上の経費がかかることはないが、市営住宅の老朽化が進み修繕料が増大することが見込まれることから、今年度土手ノ内市営住宅の建て替えを計画しております。今後も老朽化の著しい住宅については、建て替えに向けて検討していきたいとの説明がありました。

また、委員から、市営住宅家賃徴収等弁護士委託料について質疑があり、執行部より、今年度初めて予算化したもので、悪質な家賃滞納者や夜逃げ等で空家になった住宅の荷物の強制撤去及び住宅の明渡し等をスムーズに進めるための弁護士費用でございますとの説明がありました。

次に、地域下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,530万円となっております。

歳出の主なものを申し上げますと、終末処理費では、中鶴と曙下水処理場の維持管理費及び下水道管の補修工事費等が計上されております。

歳入では、下水道使用料が主なものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、受益者負担金の各年度及び全期一括納入者に対する報償金や、北九州市への下水道処理負担金などが計上されております。

下水道維持管理費では、蓮花寺中継ポンプ場の維持管理に要する経費等が計上されております。

建設費では、朝霧蓮花寺幹線、上底井野幹線管きょ築造工事及び中央一丁目、五丁目ほか14地内、38件の下水道整備工事費が計上されております。

また、県事業であります遠賀川下流流域下水道事業では、水巻中間幹線等の建設負担金が計上されております。

以上により、16年度末における中間市の公共下水道普及率は28.3%から32%に、公共下水道の下水処理量は90万トンから約100万トンになる見込みであります。

歳入では、受益者負担金として6,800万1,000円、公共下水道使用料として1億3,352万6,000円、国庫負担金として2億5,000万円、一般会計からの繰入金5億6,056万5,000円、消費税還付金3,800万円、市債8億8,950万円が主なものであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億4,933万円となっております。

審査の中で、委員から、同和事業水洗便所及び排水設備改造補助金について質疑があり、執行部より、県の制度要綱に基づき限度額45万円で県、市、個人で各々3分の1を負担するものです。

なお、基準額以上の所得のある世帯については、市の要綱により9万円を限度として助成を行っておりますとの説明がありました。

最後に、水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

本年度の事業予定量は、中間市、遠賀町あわせて2万6,611戸の給水戸数を見込んでおり、年間総給水量は782万立方メートルで、有収率は90.1%が見込まれております。

収益的収入の水道事業収益の主なものは、営業収益では11億6,691万6,000円、営業外収益では、県及び遠賀町分を含めた下水道工事に伴う配水管布設替費用など1億38万2,000円が計上されております。

支出の水道事業費用では、営業費用の主なものは人件費で、その他に水源の病原菌対策等の薬品費、給水区域内の漏水防止対策費などで10億484万3,000円、営業外費用では、企業債の借入金利子や下水道工事に伴う配水管移設の受託工事費用など2億4,573万円が計上されております。

収益的収支では、水道事業収益12億6,731万8,000円に対し、水道事業費用12億5,569万3,000円が計上され、1,162万5,000円の収益が見込まれております。

また、資本的収入1億7,591万8,000円に対し、資本的支出4億7,446万9,000円が計上され、収入が不足する額2億9,855万1,000円は、当年度損益勘定留保資金及び減債積立金等の自己財源で全額補填することとなっております。

唐戸浄水場施設改良工事が終わったことから、今年度の主な建設改良事業としては、遠賀橋架け替え工事に伴い、県が施工する右岸、左岸側の都市計画街路事業に関連した配水管布設替え工事や老朽管布設替え工事など20件の工事が計画されております。

審査の中で、委員から、人件費が15年度と比較して大幅に減額されているが、職員の退職により業務に支障を来すことはないかとの質疑があり、執行部より、浄水場職員が退職しますが、再任用制度により人員を確保することから、この体制で1年間乗り切っていきたいとの説明がありました。

以上、4議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、一般会計予算、地域下水道事業特別会計予算及び水道事業会計予算は全員賛成で、公共下水道事業特別会計予算は賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

平成16年度予算のうち一般会計と特別会計では、国民健康保険、老人保健、介護保険、病院事業会計、住宅新築資金、公共下水道事業、以上7件の予算案について、日本共産党を代表いたしまして反対討論いたします。

小泉内閣は、構造改革を看板に、年金や医療など、あらゆる社会保障や税制を改悪して国民への負担増を推し進め、地方財政のあり方では三位一体の改革を進めています。この三位一体の改革が、全国の自治体の予算作成に大きな影響を与えていますが、中間市でも同様です。

三位一体の改革では、国庫補助負担金の廃止や縮減、地方交付税の見直し、税源移譲を含む税源配分の見直しの三つを一体で行うというもので、これは改革どころか教育、保育、医療、介護、生活保護、地方道路などの補助負担金を減らし、交付税も圧縮し、国から自治体への財政支出の削減を図り、福祉や教育など国民の基本的な権利を保障する国の責任を放棄、後退させるものです。

2004年度国家予算案では、義務教育国庫負担金は一般財源化して都道府県に交付、公立保育所運営費などの補助負担金は、所得譲与税に移行されるので、当面必要な財源は確保されることになりました。

しかし、将来的には地方自治体の裁量を理由にして、サービスの内容の低下や保育料値上げなどの住民への負担増がもたらされる恐れがあります。交付税は2.9兆円も削減して、国の借金のツケを地方に押しつけています。

地方交付税制度は、国民の権利と暮らしを守るための仕事を、全国どこでも財政的な力の弱い自治体でも行えるための国の財政制度です。市長は、住民の暮らしの向上のための財源を保障するよう、国に対し積極的に働きかけることを要望いたします。

ところで、2004年度税制改定で、最も国民生活に影響を与えるのが年金税制の改悪です。現在、高齢者への所得税の控除は、サラリーマンなども受けられる基礎控除、配偶者控除、社会保険控除に加えて、老年者控除と公的年金等控除が受けられています。今回の改悪で、老年者控除が廃止され、公的年金等控除のうち65歳以上への特例が縮小されます。この措置により、夫婦二人65歳以上の夫の年金に係る所得税は、これまで285万5,000円まで非課税でした。改悪後は、課税最低額が205万3,000円に引き下がるため、年収285万円の高齢者に約6万円の所得税が課せられ、住民税の課税や、さらに連動して国民健康保険料、介護保険料の負担がかぶさってきます。医療保険や介護保険など社会保障の改悪による負担増が続く中、200万円ほどの年金収入しかない高齢者に新たに負担を負わせる改悪です。

また、年金給付も、昨年に続き物価にスライドさせて、物価下落分として0.3%引き下げられます。このように社会保障が改悪され、市民の暮らしは大変なときこそ、自治体の仕事として住民の安全、健康及び福祉を保持するという地方自治法に則り、市民の暮らしや福祉を守る予算や施策が求められます。

高齢者福祉において、高齢者が住みなれた地域で生活を続けられるようにするには、高齢者の生活実態を把握して、生活を支える援助が必要です。

3款民生費、11目地域総合福祉会館費、後期高齢者生活実態調査委託料として978万8,000円が計上されており、これまで高齢者世帯の生活実態調査は3%にとどまっていたが、生活実態調査が促進されることになりました。

また、2款総務費6目企画費として、高齢者が市役所や病院、買い物に利用できるコミュニティバスの運行調査委託料として100万円計上され、17年4月に施行できる予定になりました。

この二つの事業は、日本共産党議員団が議会で取り上げ、市民の要求が実現したもので評価できるものです。

国の同和対策事業の法律は、平成13年3月31日をもってなくなったにもかかわらず、4款衛生費、人間ドック委託料419万1,000円、10款教育費、人権教育に要する経費等で884万3,000円が計上されています。同和事業を進める国の法律もなくなっており、きっぱりやめるべきです。

また、納骨堂管理委託や市有墓地に関する委託料、隣保館事業は一般対策に移行したとはいえ、従来の同和事業を温存しているのも問題です。

3款民生費6目人権対策総務費、人権のまちづくりセンター運営に要する経費として1,290万5,000円が計上されていますが、人権のまちづくりセンターを設立し、人権課の4名、隣保館3名、岩瀬南町集会所4名、計11名の職員を配置するというものです。人権問題は、どの所管にもかかわる問題であり、わざわざ人権のまちづくりセンターを設立する必要はありません。

また、職員構成を見ると、行革といって職員を減らしてきているのに特別扱いをするなど、これまでの同和行政を踏襲するもので認められません。また、隣保館は、解放同盟の事務所として使っており、公共施設を事務所として使うことを直ちにやめるべきです。

今年4月に開園するさくら保育園は、財政が厳しいといいながら約5億円の建設費をかけ、ひまわり保育所とこすもす保育所を統廃合して建設したもので、定員150名としてスタートするものでした。しかし、入園希望者は180名にも上りそうで、当初の建設計画のずさんさがうかがえます。

また、一般行政に移行したとはいえ、家庭支援保育士の同和加配があり、子どもをお風呂に入れ、園で洗濯したものに着替えさせるなどという特別保育はやめるべきです。

契約課についてですが、契約課が設置されて、市の公共事業において最低制限価格を公表するなど、透明性や公平性を高める取り組みがされています。しかし、落札率から見れば少し下がったものの、大きな変化とはいえ、事業所の努力で落札率が下がれば、公共事業に係る経費も下がり、金額の大きい契約であれば、その効果も大きいものとなります。行財政の健全化が言われる今、今後も積極的な契約課の取り組みを要望いたします。

明るい街づくり課にかかわって、今日、子どもや青少年を取り巻く社会的な問題に多くの人々が心を痛めています。中間市においては、青少年の健全育成を進めるために、市長公約のとおり明るい街づくり課が置かれています。防犯活動としての見回りなど行っていますが、乳幼児の虐待対策や児童・生徒の登下校の安全確保など、子どもを持つ家庭だけで解決することが難しくなっている現在、これからは、地域でのネットワークづくりが重要になってまいります。

その点で、青少年育成協議会の回数が減った予算が組まれています。青少年の健全育成について知恵を出し合うことは重要ですので、回数をふやすことを要望いたします。大人たちだけでなく、子どもたちまで生きにくくなっている今日の社会において、明るい街づくり課の取り組みは重要です。

5 款労働費の中に、特定地域開発就労事業費として7億6,947万7,000円の予算が計上されています。いわゆる石炭六法が30数年前に施行されて以後、中間市においては道路、住宅の改良、公園の整備など地域の環境整備の多くを失業対策の国の制度事業に依拠して行ってまいりました。その事業も現在では、特定地域開発就労事業の一事業のみとなり、120名の市民がこの事業に就労しています。予定では平成22年をもって特定開発事業は終結するようですが、仮に中間市が北九州市と合併するようなことになれば、北九州市は特定地域に入っていないので、この事業は直ちになくなってしまいます。

現在でも、北九州市に隣接した地域の道路は、中間市の方が格段に整備されています。これは国の制度事業を活用することができたからです。この事業が平成22年まで続いたら、市内全域にわたって生活道路が一層整備されることになり、その間、雇用の場を確保することもできます。それは地域の経済を潤すことにもつながります。合併によって制度の適用を自ら絶ち切るのではなく、制度のある限り、特定地域開発就労事業が続けられる状態を保つことを求めます。

2 款総務費の中に、合併問題対策に要する経費として1,576万5,000円が計上されています。これは、中間市と北九州市との合併について、法定協議会が設立されたことによるものです。今回の法定協議会の設置に至る過程において、住民発議が出され、北九州市が回答するまでに、大島市長は北九州市長との会談で、「合併は市民の総意」と言ったようですが、北九州市長は、そうとは言えないので、中間市で住民投票を行うか議会での議決をと要望しています。

ところが、中間市ではそのようなことを行わず、合併を進める議員が内輪だけで法定協議会の設置を求める署名を集め、北九州市に提出しています。

また、法定協議会の議会選出の委員については、北九州市では各会派から代表を公平に選出しているのに、中間市では共産党を外すという、これまでの議会の民主的運営や慣習を無視した方法がとられています。

また、法定協議会は、合併するために協議し合う場として設置されるものです。日本共

産党は、住民不在の住民負担が増える合併に反対する立場から、合併協議会にかかわる予算について反対をいたします。

合併は、中間市4万8,000人の将来を大きく左右する重要な問題だけに、合併についての是非を含め、あらゆることを協議する法定協議会で審議された事項を、住民にそのすべてを公開することが必要です。また、その内容について住民説明会を行い、住民からの意見を聞く必要もあります。2月に行われました住民説明会では、経過説明ばかりで、具体的なことは何もわからないので、法定協議会で具体的にになったことを説明してほしいという要望がたくさん出ています。

市長は住民投票について、法定協議会で具体的にになったことが明らかになって、住民が判断できる材料がそろってから行うと答弁していますように、拙速な住民投票では、住民が十分判断できません。法定協議会の審議がすべて終了して、その内容を住民に公開し、住民説明会を行ってから住民投票することを要望いたします。

次に、国民健康保険、老人保健、介護保険についてです。

国は、財政難を理由に社会保障の予算を削減してきました。社会保障財源に占める国庫負担の割合を見ると、1979年度の29.9%から18年間に4割近く減って、1997年度には19.0%に落ちています。国民健康保険財政は、1984年に国庫負担率が45%から38.5%に削減されたことから急速に行き詰まり、赤字を解消するために国保税の引き上げが行われ、払いたくても払えないほど高い保険税となりました。

さらに、不況が追い打ちをかけ、所得が減り、滞納者がふえる。するとさらに保険料を上げるという悪循環が進行しています。滞納者にはペナルティとして、短期保険証や資格証明書を発行するなど、医療を受ける権利、生存権が奪われる事態になっています。65歳以上の年金生活者の保険税は、前年度、公的年金特別控除の廃止で1万8,700円、今年は保険税5,700円が引き上げられます。2年連続の負担増です。

市民の健康と命を守るには、保険税の引き上げではなく、国保税の引き下げや低所得者の減免を拡充すべきです。年金給付は昨年0.9%、今年も0.3%のカットで、介護保険料や利用料は高齢者家庭の財政を圧迫します。誰でも安心して受けられる介護保険にするために、低所得者の保険料、利用料の減免を求めるものです。

次に、病院事業についてです。

市立病院は公立病院としての役割を果たすためには、患者の治療とともに保健センターと連携し、市民の健康を保持し、予防医療の事業が進められねばなりません。また、2002年10月から高齢者の窓口負担が引き上げられ、深刻な受診抑制と治療中断が広がっています。受診抑制は病気の重症化を招き、医療費もかさみます。病気を早く治すには早期発見、早期治療が大切です。

また、新薬先発品からジェネリック医薬品に切りかえれば、患者負担が軽減されるうえ、国保や老人保健の医療費を削減することもできます。ジェネリック医薬品を積極的に使用

している医療機関では、新薬先発品からジェネリック医薬品への切り替えは50%に達しています。市立病院では、医薬品800品目のうちジェネリック医薬品はいまだに11品目です。積極的に切りかえていくことを要求いたします。

同和住宅新築資金の滞納による累積赤字は、14年度末で5億2,340万2,000円になっています。この赤字は、必要な書類をそろえなくても、また、生活保護受給者でも、法律を無視して貸し出したことから生じたものです。条例に違反した貸し出しが赤字の原因であり、同和住宅新築資金会計は認めるわけにはいきません。

公共下水道事業特別会計予算の中に、同和事業水洗便所及び排水設備改造補助金として329万円が計上されています。これは、いわゆる同和地区住民が下水道事業をする際に、収入が生活保護基準の1.5倍までは県費と市費、それぞれ15万円、計30万円の補助金を出し、収入が1.5倍を超えると9万円の補助金を出すというものです。生活保護基準以下の収入で生活している市民も数多くいます。しかも、同和関係法は既になくなり、地区指定もなくなった今、県の補助事業だからといって、県の補助金に市が上乗せをし、県の補助対象から外れるものにまで補助金を出すなどの特別扱いは認められません。

以上で反対討論を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第8号議案から第17号議案までの平成16年度各会計予算10件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第8号議案平成16年度中間市一般会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案平成16年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を起立により採決

をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案平成16年度中間市地域下水道事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員賛成であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案平成16年度中間市公共下水道事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案平成16年度中間市老人保健特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案平成16年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成16年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成16年度中間市水道事業会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案平成16年度中間市病院事業会計予算を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14．意見書案第1号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第14、意見書案第1号65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。湯浅信弘君。

議員(12番 湯浅 信弘君)

意見書案の原案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書(案)、日本は、2007年には総人口の約3人に1人が、60歳以上の高齢者となることが見込まれている。わが国の経済社会の活力を維持するためには、意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっている。しかしながら、わが国において、何らかの形で65歳まで働ける場を確保している企業の割合は全体の約70%、そのうち希望者全員が65歳まで働ける場を確保している企業は全体の約30%にとどまっている。また、現下の厳しい雇用失業情勢では、中高年齢者は一旦離職すると再就職は大変に困難な状況にある。

国及び政府においては、「団塊の世代」の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で65歳まで働き続けることができるようにするために、下記のような定年年齢の引き上げや継続雇用制度の義務化を初めとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備等、所要の措置を講ずるよう強く求めるものである。

1、厚生年金の支給開始年齢引き上げを踏まえ、定年年齢の引き上げまたは原則希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を企業に義務づけるように、高齢者雇用安定法の改

正を行うこと。

2、厳しい経営環境等を考慮し、労使双方の意見に耳を傾け、これらの制度の導入に向けた事業主の取り組みに対する財政上の支援策を講じるなど、円滑な制度の導入、整備に努めること。

3、高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、その雇用、就業ニーズも多様化することから、多様なニーズに対応した雇用、就業機会が確保されるよう、短時間勤務の導入や多様就業型ワークシェアリングの導入について支援策を講じること。

4、ハローワークや民間団体、NPOとの連携を図りつつ、職業紹介等の就労に関する相談、就労機会の提供、情報提供等の総合的な就労支援を行う窓口として、シルバー人材センターを活用し、高齢者をサポートすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出する。

おのおの各議員様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

ただいま提案されました意見書案について、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

意見書の中には、意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けられる社会とありますが、このことについては、国民みんなが願うところではないかと思われま。ところが、若い人たちでさえ仕事がない現在の社会において、それを達成するには雇用の枠全体を広げなければ到底解決できない問題であります。

そのために、景気回復は欠かせません。景気回復のためには、まず消費を伸ばすことです。日本経済における消費の6割は、国民消費だと言われているので、国民の購買力が問題になります。

国民生活の実態についてはどうでしょうか。働く労働者は賃下げにリストラ、年金生活者は年金の支給開始年齢の引き上げに加えて、年金支給額の切り下げ、その上、自民、公

明の連立小泉内閣のもとで、医療、年金など、社会保障の改悪や税制改悪など、国民生活にかかわるあらゆる制度が改悪され、負担増だけが国民に押しつけられる政治が進められている中では、消費は伸びるところか、生活不安、老後の不安などから、消費は萎縮してしまいます。これでは景気回復もままならないのが実態で、雇用の拡大も期待できません。それだけに、国の責任で雇用対策を強めることが求められます。

また、意見書は、厚生年金の支給開始年齢引き上げを踏まえ、と年金の65歳支給を前提としたものになっています。経済状況や国民生活の実態からすれば、年齢引き上げの凍結、あるいはもとに戻すなどあってしかるべきではないかと思われます。しかしながら、意見書は全体として雇用拡大を求めていることから、日本共産党議員団としては賛成します。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第1号65歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第15．意見書案第2号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第15、意見書案第2号30人学級などの少人数学級の早期実施を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。山本貴雅君。

議員（5番 山本 貴雅君）

意見書案第2号30人学級などの少人数学級の早期実施を求める意見書案の提案説明を行います。

今日、子どもたちは、小学校低学年から勉強がわからない子が増え、学級崩壊や不登校、いじめなど深刻な状況に置かれています。また、児童虐待など子どもたちがかわる悲しい事件にも、多くの国民が心を痛めています。教育基本法が高く掲げる「人格の完成」を目指し、一人一人を大切に、すべての子どもたちに人格の完成と基礎学力を保障し、自己肯定感を育てることが強く求められています。そのため、1学級の人数はそのままにし、教科や学習内容によって少人数のグループに分けた少人数指導ではなく、1学級の人数を

30人以下などの少人数学級の実現が国民的な要求になり、今年度も県下40数万筆の請願が国と県に出されています。

全国では、自治体独自に非常勤講師を採用し、小学校1年生で35人学級を実施している京都市など、何らかの形で少人数学級を実施している自治体が近年急速にふえ、34都道府県3政令市になっています。実施しているところでは、友達が増えた、きめ細かい学習指導が可能になったなど、多くの成果が上がり、子どもや父母、教職員から歓迎されています。

このような中、文部科学省は、これまで少人数学級の導入に対し否定的でありましたが、自治体独自の少人数学級実施を認めたのに続き、指導方法改善定数などの加配を少人数学級に活用することを認める方向を打ち出しました。福岡県議会では、共産党、公明党、自民党の各会派が30人学級を求める質問を行い、教育長も市町村が担任外教師を担任にすることを認める答弁を行っています。

全国の子ども、父母、そして地域の切実な願いが地方を動かしています。国もこの願いを受けとめ、自治体独自に任せるのではなく、国の責任のもと、30人学級などの少人数学級を早期に実施することを求めるものです。

以上、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第2号30人学級などの少人数学級の早期実施を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第16．意見書案第3号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第16、意見書案第3号鳥インフルエンザの人への感染防止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。山本貴雅君。

議員（5番 山本 貴雅君）

意見書案第3号鳥インフルエンザの人への感染防止を求める意見書案の提案説明を行います。

毒性の強い鳥インフルエンザウイルスが、不気味な広がりを見せています。山口、大分に次いで京都でも発生、対応の遅れから京都から兵庫、香川に鳥インフルエンザは拡散しています。さらに出荷された鶏肉の一部が関西の消費者にまで達するという、最も警戒していた事態にまで発展しました。

昨年末からこの間、日本を含む10の国、地域で鳥インフルエンザの感染が確認され、WHO（世界保健機関）も複数の国で同時発生することは「歴史上前例がない事態だ」と警戒を呼びかけています。

とりわけ心配されるのは人への感染です。ベトナムやタイでは、鶏と濃厚に接触した人や、ふんを吸い込んだと見られる人が感染し、あわせて8人が死亡しています。鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べて感染したり、人から人に感染したりということはないとされていますが、鳥インフルエンザが急速に拡大するにつれ、人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスに突然変異しないかという点が懸念されています。今、適切な措置を講じなければ、鳥インフルエンザは、人間の健康にとっても深刻な脅威となる危険性があります。

1月28日にはタイで国際会議が開かれ、鳥インフルエンザの監視体制の整備や感染情報の共有化など確認されています。WHOは、新型ウイルスの出現を防ぐためには、動物集団でのウイルスを根絶することが必要不可欠としています。

ところが、国内では、農林水産省は、昨年9月に鳥インフルエンザの防疫マニュアルを作成しました。その中で、各地の養鶏場でウイルス感染を調べる抜き取り検査を月1回行い、報告することを各都道府県に求めています。ところが、今年1月11日、山口県の養鶏場で鳥インフルエンザが発生した時点で、農水省に報告が上がっていたのは10数件でした。山口県も未報告でした。防疫マニュアルをつくっても、それを徹底できないのでは、万全の対策とは言えません。全国で検査を完全実施すべきです。

山口県では、鳥インフルエンザ発生農場の死亡鳥について検査を行い、ウイルスが広がらないように措置をとりました。移動制限区域内には、発生農場以外にも30戸の農家があります。発生農場の被害に対する補償はありますが、その他の移動制限を受けている農

家は、融資だけで何の補償もありません。山口県では、農家の損失を補填するため国と県で補償する予算を組んでいます。

2例目が発生した大分県では、まだ、山口県のような国の対応が決まらず、県独自の融資を始めたばかりです。京都府では、周辺の農家への損失補填の充実を求める要望を出しています。これらの人々が、鳥インフルエンザの積極的蔓延防止に協力するためにも、また、全国どこでも起こり得る事態に備えた補償制度の拡充が国に迫られています。

国際会議が開かれ、世界規模で連携を強めようというとき、政府として、早急に全国での養鶏場で検査をするとともに、感染ルートの解明に全力を挙げることや、予防のためのワクチンの研究開発など、各国と協力して万全の対策をとるよう求めるものです。

以上、ご賛同いただきますようお願いしまして、提案説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第3号鳥インフルエンザの人への感染防止を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第17．意見書案第4号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第17、意見書案第4号食料自給率の向上を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。山本貴雅君。

議員（５番 山本 貴雅君）

意見書案第４号食料自給率の向上を求める意見書案の提案説明を行います。

BSEによるアメリカ産牛肉の輸入がとまった途端の「牛丼騒ぎ」や鳥インフルエンザの影響で、食糧は外国頼みという食糧事情の危うさが浮き彫りになりました。

将来の日本の食糧供給に不安を感じる人が、農業者で94.3%、消費者で90%、日本の食料自給率を大幅に引き上げるべきだと考える人が、農業者で90.4%、消費者で84.9%、2003年の農水省の食料自給率目標に関する意識意向調査でも、このような結果が出ています。

食料自給率の引き上げは、まさに圧倒的多数の国民の声と言えます。

日本の食料自給率は、1965年には73%でしたが、今や40%台にまで落ち込んでいます。1億2,000万人の食糧のうち、国内で賄えるのは4,800万人分だけ、残りは外国頼みという状況です。

欧米諸国の自給率は、イギリス74%、ドイツ96%、アメリカ125%、フランス132%、イギリスの場合、1960年代に40%台に落ち込んだことがありますが、国内生産の拡大策によって、80年代には70%台まで回復しました。政治の責任として、自国民の食糧を可能な限り国内で確保するように努力するのは、世界の常識となっています。

ところが、日本では世界の流れに逆行し、アメリカの圧力と財界、大企業の要求に沿って、農産物輸入を全面的に自由化し、日本農業を苦境に追い込んでいます。市場原理を徹底するとして、農業生産を確保する上で重要な価格保障政策を放棄してしまいました。

政府は、食料・農業・農村基本法に基づく農業基本計画で、2010年までに自給率を45%に上げる目標を掲げました。しかし、既に目標達成をあきらめ、それを事実上、棚上げする方向で基本計画の見直しを進めています。

日本のマスメディアも、市場原理で農産物価格が下がるという一面的な報道で、政府の後押しをしてきました。しかし、生産減、輸入停止などで商品が減れば価格が上がるのも市場原理です。

食料は、日々生きていくのに欠かせない命のもとです。市場原理だけに頼らない政治の責任として、国民の食糧の安定を図ることがどうしても必要です。自国の自然条件を生かした農業生産を大切に、できるだけ自国内で食糧を賄えるようにしてこそ、安全な食糧を安定して供給することができます。

世界的に見れば、今でも飢餓があります。将来は世界規模での食糧不足が懸念されており、各国の農業生産の活用と食料主権の確立が課題となっています。

よって、政府に、農業を基幹的な生産部門と位置づけることにより、農業の再生を図り、食料自給率を計画的に向上させるよう求めるものです。

以上、ご賛同いただきますようお願いしまして、提案説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第4号食料自給率の向上を求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第18．意見書案第5号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第18、意見書案第5号消費税率の引き上げに反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

消費税率の引き上げに反対する意見書案の提案説明をいたします。

消費税は、1989年の3%の税率で始まって、1997年に5%に引き上げられました。消費税を導入するときも、また税率を引き上げるときも、政府与党は社会保障のために必要だ、将来の高齢化社会を支えるために必要だと言ってきましたが、消費税は本当に社会保障に使われたのでしょうか。

この間、年金は支給開始が60歳から65歳に引き上げられ、年金支給額がカットされるなど、4回改悪されました。

医療でも、健康保険の本人負担が1割から2割、そして3割へ引き上げられ、お年寄りの自己負担も引き上げられました。

介護保険の導入では、国が介護にかけるお金を2,500億円も削り、その分が保険料

の負担として国民に被せられています。

消費税は、15年間で合計136兆円に上ります。消費税が本当に社会保障に使われたのなら、社会保障の改悪ではなく、さらに充実させることができたはずですが、

ところが、法人税は、この15年間に131兆円も減っています。不況による減収もありますが、この間、法人税の税率は最高42%から30%まで下げられました。このように消費税が社会保障の充実ではなく、大企業の法人税引き下げに使われてきました。

日本経団連は、消費税が2007年度までに10%、2025年度には18%に引き上げの提言をし、その一方で、法人税の減税や今企業が支払っている年金などの保険料をなくすとも言っています。このように、社会保障のための企業負担を減らし、消費税で肩がわりをさせようとしており、消費税増税と企業の負担軽減がセットなのです。

社会保障を充実するためには、第1に、公共事業費が社会保障費よりもはるかに多い財政構造を改革し、大型公共事業の浪費の削減をすることです。国民が納めた税金が社会保障に使われる割合は日本は29%ですが、イギリスやドイツでは43%で、日本を欧州並みに引き上げると年間10兆円が社会保障に回ることになります。

第2に、大企業や高額所得者に応分の負担を求めることが必要です。日本の企業が税及び社会保険料を負担する割合は、欧州諸国の5割から8割にすぎず、これを欧州並みにすれば、中・長期的に高齢化社会を支える財源も確保できます。

欧州では、消費税に当たるものを付加価値税と言っていますが、ドイツでは16%、イギリスでは17.5%、フランス19.6%、イタリア20%、いずれも10%後半から20%という税率です。

しかし、食料品や生活必需品には税金をかけないか安くしております。消費税は所得の多い人には多く、少ない人には少なく、生活必需品には税金をかけないという累進課税の原則に真っ向から反する逆進性の強い課税です。所得の少ない人や中小業者ほど負担が重くなる消費税は、立場の弱い人を社会全体で支えるという社会保障の理念にも反する最悪の不公平税制にほかなりません。

よって、政府に対し消費税を引き上げないように求めるものです。

以上で提案説明を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。片岡誠二君。

議員（20番 片岡 誠二君）

消費税引き上げに反対する意見書に対して、自民クラブを代表いたしまして、反対討論を行います。

この国で生活するほとんどの国民に影響を与える消費税、この消費税引き上げを喜ぶ人や企業はまずいません。増税せずに健康的で安心できる生活が保障されることは、誰もが望むことであり、それに越したことはないわけであります。

しかし、今の国の財政状態はどうなのでしょう。国の予算の半分近くは国債発行という借金であり、国と地方をあわせた長期債務残高が700兆円という膨大な数字に達し、極めて厳しい状況になってきております。また、2007年度までの中期的な財政状況を展望した内閣府の試算によれば、デフレ基調の下で税収が劇的に上がる要素はない。

一方、高齢化が進み、医療、年金、介護など社会保障関係費は大きく膨らんでいく。このため、毎年40兆円規模の新規国債発行をしなければ、国の予算が組めないという試算が出ております。もはや、この国の置かれている立場が甘い言葉では済まされないほど厳しくなり、かつてのように、国から恩恵だけを受け続けるわけにはいかなくなってきております。

これをどう再建しようとするのか。もちろん、不要不急で無駄な歳出は徹底的に削るのは当然なことでありますが、誰の目にも増税が避けて通れないことは明らかであります。だからこそ、本来避けたい消費税も、将来の重要な課題として捉えていく時期に来ているのではないのでしょうか。

消費税引き上げについては、今後、国民的な論議が展開されるべきであり、地方議会においても真っ向から消費税反対ということではなく、市民が健康で安心して暮らせるということを念頭に置きながら、消費税問題を考えていくべきであると考えます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第5号消費税率の引き上げに反対する意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第5号は原案否決されました。

日程第19．意見書案第6号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第19、意見書案第6号自衛隊をイラクから撤退させることを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

自衛隊をイラクから徹底させることを求める意見書案について、提案理由の説明を行います。

イラクへの自衛隊派兵をアメリカに約束はしたものの、戦争の泥沼化に派兵を躊躇しているところへ、逃げるな、お茶会ではないと、このように、アメリカのアーミテージ国務長官から一喝され、小泉・自公政権は、慌ててイラク占領支援のため、第二次世界大戦後、初めて重武装の自衛隊を戦場となっているイラクに派兵しました。

自衛隊派兵に当たって政府は、陸上自衛隊の派遣先であるサマワの治安が安定していることの最大の根拠として、住民の意向を反映したサマワ市評議会の存在をあげていましたが、市評議会が存在せず、総辞職して解散していたことが明らかになり、衆議院の本会議で総理発言を撤回するという、国会史上かつてない事態に陥りました。

さらに、防衛庁の内部文書によって、陸上自衛隊の派遣を決断する前提となる、現地治安情勢にかかわる先遣隊報告書が、防衛庁と外務省によって事前につくられ、市評議会議長のコメントが作文される一方、米軍やオランダ軍への襲撃事件などを隠していたことが明らかになるなど、自衛隊派遣の前提にされていたものは、イラク戦争の大義ともども、ことごとく崩れてしまいました。

イラクの大量破壊兵器の脅威を口実に戦争を起こしたアメリカでは、アメリカのイラク調査グループ前団長のデビッド・ケイ氏が、イラクには湾岸戦争以後、大量破壊兵器は存在しなかったと、このように明言し、大量破壊兵器を隠し持っているということが捏造されたものであったことが明らかになりました。

さらに、今月21日、ホワイトハウスの元テロ対策担当補佐官、リチャード・クラーク氏が、アメリカにおける9.11同時テロの直後に、同時テロとイラクのフセイン政権との関係を示す証拠を発見するよう、ブッシュ大統領から圧力をかけられたこと。またそのとき、ラムズフェルド国防長官が、イラクには標的がたくさんあると、イラク攻撃を主張したなど、同時テロ後のブッシュ政権の内幕を暴露しました。

また、アメリカの同盟国であるイギリスでも、今度は国連安保理諸国と事務総長への盗聴事件が発覚して、ブレア政権が窮地に立たされています。

アメリカなどがイラク攻撃を開始して1年が経過する中で、イラク攻撃の口実であった大量破壊兵器の脅威なるものが、嘘で固められたものだったということが次々と暴露され、

アメリカを支持してきた国々の中にイラク問題への対応の変化が現れています。

スペインで今月11日に起きた連続列車爆破テロは、死者200人、負傷者1,500人と第二次世界大戦後のヨーロッパで最大のテロ事件犠牲者を出し、アメリカ、イギリスとともにイラク攻撃で有志連合の一角となったアスナール政権が国民の支持を失い、派遣軍撤退を公約に掲げた野党の社会労働党が次期政権を担うことになりました。

親米色の強いアラブ諸国でも、一刻も早い占領軍の撤退をという声が強まりつつあります。アラブ首長国連邦の新聞は、日本の自衛隊派兵に対して、さらば友好国よと、このように非難の記事を載せました。

2,400人も部隊をイラクに送り込んでいるポーランドの大統領は、大量破壊兵器問題で釣られたことは全く不愉快だ。我々は作り話で騙された、このようにアメリカ、イギリスを批判し、380人の兵を出している南米ホンジュラスは、大統領が撤兵を表明しています。

イラク戦争開始1年の3月20日、世界各地で反戦平和の行動が行われました。これはアメリカの平和団体の発案に、今年1月、インドで130を超す国から10万人以上が参加して開かれた、世界社会フォーラムの呼びかけに応えたもので、集会、デモが地球的規模で展開され、アメリカでは300カ所、ワシントンで10万人、またイギリスのロンドンでも10万人、イタリアローマでは200万人と、かつてなく大きな行動になっています。

こうした状況のもとで、自衛隊派兵を本格化する小泉・自公政権の異様な姿は、世界でも突出したものとなっています。

派遣された自衛隊員は、米英軍など連合軍の指揮のもとに入るため、連合軍の要員として、刑事、民事、行政のいかなる裁判権からも免除され、占領軍と同様の特権、保護を受け、米英占領軍に対する軍事支援を行うなど、自衛隊は占領支配の一翼を担われます。

占領軍の一員として活動する自衛隊が、ゲリラ戦の様相を呈しているイラクで武力攻撃を受け、正当防衛として武器を使用することになれば、それはまさに武力の行使そのもので、自衛隊がイラクの人々と殺し、殺される関係をつくることになります。

日本は、第二次世界大戦の敗戦の大きな犠牲によって平和を得てから半世紀以上、日本国憲法のもとで軍隊を海外に派兵することなく、武力で他国を侵略せず、一度も他国の人々を殺してきませんでした。このことは、戦後日本の大きな誇りです。

イラク問題の解決に当たっては、米英軍主導の軍事占領を1日も早くやめさせ、国連中心の枠組みによる復興支援に切り替え、イラク国民に速やかに主権を返還することが必要です。そのための外交努力を行うことこそ、憲法9条を持つ日本国政府がとるべき道であります。

自衛隊がイラクから速やかに撤退することを求める意見書案にご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

議員（3番 佐々木晴一君）

自衛隊をイラクから撤退させることを求める意見書に対し反対討論をいたします。

私は、自衛隊のイラク派遣を支持し、予定どおりの任務を完遂すべきだと思います。その理由の第1として、何といたっても戦火に見舞われたイラクの復興支援が、早急に必要だからであります。国連決議1551によるまでもなく、全世界がその必要性を強く感じていますし、何よりイラクの絶対多数の国民が期待するところであることは、議論の余地はありません。

確かに復興支援にはいろいろの形態があり、自衛隊を出さなくてもとする意見もありますが、現況の不安定さを見るからこそ、自衛隊以外に派遣できる組織は現在の日本にはないと言えます。むしろ、新防衛大綱にある国際貢献そのものではないでしょうか。

支援する第2の理由といたしまして、極東情勢を見据えた対米協力が上げられます。先日尖閣諸島への中国人上陸事件がありましたが、極東の緊張を改めて知る代表的事件と言えます。そのほかにも竹島問題、北方領土問題、韓国における大統領不在状態等、不安定な要素が増す今日において、日米同盟に依存するところは大きであります。

もとより、国家運営の基礎を日米同盟に置き、今日の背景に至った我が国としては、イラクの戦後処理に窮しているアメリカを今こそ支援すべきであり、この信念に揺るぎがあってはなりません。特に大量破壊兵器はなかったとするイラク戦争の大義にさかのぼって、イラク派遣に反対する意見は、時と相手を取り違えた的外れな議論であります。

支援する第3点といたしましては、スペインでの列車爆破事件に見るように、わが国に対してもイラクからの撤退を迫るべく、アルカイダを中核とする過激派組織から恫喝、脅迫が行われています。もし今、9.11に見る非人道的なテロにひるみ、屈することがあれば、どんなへ理屈でもまかり通るとんでもない国際社会になってしまいます。

少なくとも我が日本国民は、テロの恫喝に屈するような軟弱な民族ではないことを示す必要があります。もちろん現地はテロがばっこし治安も悪く、派遣されている自衛隊員の

安全には万全の対策を講じなければなりません、それ以上に必要なのは、自衛隊の皆様の活躍と安全を祈る国民の声援、支援であります。

そこで、私は復興支援に当たる自衛隊員の皆様にエールを送るとともに、自衛隊をイラクから撤退させることを求める意見書に対し、断固反対いたします。

以上で終わります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第6号自衛隊をイラクから撤退させることを求める意見書を起立により採決をいたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立少数であります。よって、意見書案第6号は原案否決されました。

日程第20．第24号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第20、第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第24号議案については、所管の総務文教委員会委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第21．請願第3号（平成15年）

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第21、平成15年請願第3号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願3号については、所管の合併促進調査特別委員長か

ら、目下特別委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第22．会議録署名議員の指名

議長(杉原 茂雄君)

これより日程第22、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において岩崎三次君及び香川実君を指名いたします。

議長(杉原 茂雄君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成16年第1回中間市議会定例会はこれにて閉会をいたします。

なお、引き続きお願いを申し上げます。議員の皆さんにお願いを申し上げます。市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

午後0時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 岩 崎 三 次

議 員 香 川 実